

○総務省令第九十号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第三十三条第一項、第三十三条の二第一項、第三十四条第一項、第三十六条第一項、第三十九条第二項において準用する同条第一項及び第四十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、統計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年八月三十一日

総務大臣 武田 良太

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計法施行規則（平成二十年総務省令第四百四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後	<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等) 第十一条 「略」</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。 「一〇四 略」</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認められた者 (法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等) 第十九条 「略」</p> <p>2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。 「一〇四 略」</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認められた者 (委託による統計の作成等に係る手続等) 第二十五条 法第三十四条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に統計の作成等を委託しようとする者(以下「委託申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「委託申出書」という。)に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該統計の作成等に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、委託の申出をするものとする。 「一〇九 略」</p> <p>十 前各号に掲げるもののほか、第二十七条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからハまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 第二十七条第一項第三号に該当する申出 次に掲げる事項 (1) 統計成果物が第二十七条第一項第三号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容 「削る」 「削る」 「削る」 「削る」</p>
改正前	<p>(調査票情報の提供を受けることができる統計の作成等) 第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認められた者 (法第三十三条の二第一項の規定による調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等) 第十九条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により法第三十三条の二第一項の規定により調査票情報を提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認められた者 (委託による統計の作成等に係る手続等) 第二十五条 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>(1) 統計成果物が第二十七条第一項第三号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容 (i) 経済再生・財政健全化 (ii) 地域の活性化 (iii) 国民生活の安全・安心の確保 (iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上</p>

〔2〕(5) 略

〔2・3 略〕

(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)
第二十七条 法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

〔一・二 略〕

三 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〜ハ 略〕

2 前項の統計の作成等の委託をする者は、次のいずれにも該当しない者とする。

〔一〜四 略〕

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者
(匿名データの提供に係る手続等)

第三十三条 法第三十六条第一項の規定により行政機関の長又は指定独立行政法人等に匿名データの提供を依頼しようとする者(以下「第三十六条提供申出者」という。)は、次に掲げる事項を記載した書類(以下「第三十六条提供申出書」という。)に、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等が当該匿名データの提供に係る事務処理のために必要と認める資料を添付して、当該行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出することにより、匿名データの提供の依頼の申出をするものとする。

〔一〜九 略〕

十 前各号に掲げるもののほか、第三十五条第一項各号に掲げる要件に該当することを確認するために必要な事項として、次のイからニまでに掲げる申出の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項

〔イ〜ハ 略〕

ニ 第三十五条第一項第四号に該当する申出 次に掲げる事項

(1) 匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の特定公共分野に係るものであり、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上に資する旨及びその内容

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

〔2〕(6) 略

〔2・3 略〕

(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)

第三十五条 法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を

〔2〕(5) 同上

〔2・3 同上〕

(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)
第二十七条 同上

〔一・二 同上〕

三 官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三十三号)第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〜ハ 同上〕

2 〔同上〕

〔一〜四 同上〕

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により委託に応じ統計の作成等を行うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者
(匿名データの提供に係る手続等)

第三十三条 〔同上〕

〔一〜九 同上〕

十 〔同上〕

〔イ〜ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

(1) 匿名データを利用して行う統計の作成等が第三十五条第一項第四号の重点分野に係るものであり、次に掲げる課題の解決に資する旨及びその内容

(i) 経済再生・財政健全化

(ii) 地域の活性化

(iii) 国民生活の安全・安心の確保

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもののほか、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上

〔2〕(6) 同上

〔2・3 同上〕

(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)

第三十五条 〔同上〕

有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕三 略〕

四 デジタル社会形成基本法第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〕ハ 略〕

2 前項の統計の作成等を行う者は、次のいずれにも該当しない者とする。

〔一〕四 略〕

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(調査票情報等の適正な管理)

第四十一条 〔略〕

〔2〕5 略〕

6 法第三十九条第一項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない当該各号に定める情報(以下この項において「受託情報」という。)を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

〔一 略〕

二 法人等(独立行政法人等を除く。) 次に掲げる措置

〔イ 略〕

ロ 人的管理措置

(1) 受託情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

〔(i)・(ii) 略〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(2) 略〕

〔ハ〕ホ 略〕

〔三 略〕

第四十二条 法第四十二条第一項第一号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報(以下この項において「第一項調査票情報」という。)を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

〔一 略〕

二 法人等(前号に掲げる者を除く。) 次に掲げる措置

〔イ 略〕

ロ 人的管理措置

〔一〕三 同上〕

四 官民データ活用推進基本法第二十三条第三項の規定により指定された重点分野に係る統計の作成等であつて、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの

〔イ〕ハ 同上〕

2 〔同上〕

〔一〕四 同上〕

五 前各号に掲げる者のほか、調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により匿名データを提供することが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(調査票情報等の適正な管理)

第四十一条 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

6 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔(i)・(ii) 同上〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

(2) 同上〕

〔ハ〕ホ 同上〕

〔三 同上〕

第四十二条 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 第一項調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

〔(i)・(ii) 略〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第一項調査票情報を取り扱うことが不適切である

と行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

〔(2) 略〕

〔ハ・ホ 略〕

〔三 略〕

2 法第四十二条第一項第二号に掲げる者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「第二項匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

〔一 略〕

二 法人等（前号に掲げる者を除く。） 次に掲げる措置

〔イ 略〕

ロ 人的管理措置

(1) 第二項匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

〔(i)・(ii) 略〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者

〔(2) 略〕

〔ハ・ニ 略〕

〔三 略〕

3 法第四十二条第一項第一号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託調査票情報」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。

〔一 略〕

二 法人等（独立行政法人等を除く。） 次に掲げる措置

〔イ 略〕

ロ 人的管理措置

(1) 受託調査票情報を取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。

〔(i)・(ii) 略〕

(1) 〔同上〕

〔(i)・(ii) 同上〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により第一項調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

〔(2) 同上〕

〔ハ・ホ 同上〕

〔三 同上〕

〔同上〕

2 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔(i)・(ii) 同上〕

(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により第二項匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者

〔(2) 同上〕

〔ハ・ニ 同上〕

〔三 同上〕

〔同上〕

3 〔同上〕

〔一 同上〕

二 〔同上〕

〔イ 同上〕

ロ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔(i)・(ii) 同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(ii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</p> <p>〔二〕 略</p> <p>〔ハ〕ホ 略</p> <p>〔三〕 略</p> <p>4 法第四十二条第一項第二号に掲げる者から同号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者が講じなければならない同号に定める情報（以下この項において「受託匿名データ」という。）を適正に管理するために必要な措置として同条第二項の規定により準用する同条第一項柱書の総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める措置とする。</p> <p>〔一〕 略</p> <p>二 法人等（独立行政法人等を除く。） 次に掲げる措置</p> <p>〔イ〕 略</p> <p>ロ 人的管理措置</p> <p>(1) 受託匿名データを取り扱う者が、次のいずれにも該当しない者であることを確認すること。</p> <p>〔(i)・(ii) 略〕</p> <p>(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により受託匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は指定独立行政法人等が認めた者</p> <p>〔二〕 略</p> <p>〔ハ〕ホ 略</p> <p>〔三〕 略</p>
<p>(ii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託調査票情報を取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>〔ハ〕ホ 同上</p> <p>〔三〕 同上</p> <p>4 同上</p> <p>〔一〕 同上</p> <p>二 同上</p> <p>〔イ〕 同上</p> <p>ロ 同上</p> <p>(1) 同上</p> <p>〔(i)・(ii) 同上〕</p> <p>(iii) 調査票情報若しくは匿名データを利用して不適切な行為をしたことがあるか若しくは関係法令の規定に反した等の理由により受託匿名データを取り扱うことが不適切であると行政機関の長又は特定独立行政法人等が認めた者</p> <p>〔二〕 同上</p> <p>〔ハ〕ホ 同上</p> <p>〔三〕 同上</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、デジタル社会形成基本法の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の統計法施行規則第二十五条、第二十七条第一項、第三十三条及び第三十五条第一項の規定は、デジタル社会形成基本法第三十七条第一項の規定によるデジタル社会の形成に関する重点計画の作成の日以後に申出をする統計の作成等の委託及び匿名データの提供の依頼について適用し、同日前に申出をする統計の作成等の委託及び匿名データの提供の依頼については、なお従前の例による。